

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 6

管理番号 224 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の撤廃

提案団体 滋賀県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0226第6号)において、その対象者は県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。

【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数では増大する保育ニーズに応えられていない状況である。

本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。

【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。

## 根拠法令等

「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

貸付対象者の要件緩和により生じる影響等を踏まえて、検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成29年度末までの待機児童解消を目指して、保育所等の施設整備が加速化している中、保育士確保が喫緊の課題であり、平成27年度貸付分からの要件緩和を望む。

全国知事会からの意見

同一の国庫補助制度のもとにおける、都道府県間の貸付対象者の争奪を助長することがないように検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 比較的保育士が充足している県もあることから、要件撤廃によって、自治体の努力による保育士確保が可能となるとともに、全国的な需給バランスの最適化につながると考えられることから、提案の実現に向けて具体的に検討を進められたい。
- 平成27年度から実施する場合、募集にかかる準備期間も必要であり、検討スケジュールを示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

実施時期を含め検討しているところであり、現時点においてスケジュールをお示しすることは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(20) 保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成26年度末までに廃止する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 7

管理番号	286	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】認可保育所の審査要件では、経済的基礎{①土地・建物等について所有権を有すること(賃借の場合は原則として賃借権を設定・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること)、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること}を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。

これらの制約が、認可化移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。

そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて等を改め、認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。

なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。

## 根拠法令等

「保育所の設置認可等について」の取扱いについて(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)  
不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)  
改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)

御提案にある1000万円の資産要件については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号付け、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)において、「地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。」とされており、既に地方自治体の判断で減額することが認められている。

なお、来年度施行予定の改正後の児童福祉法(平成二六年法律第七九号)第35条第5項第1号に規定されているとおり、保育所を運営するために必要な一定の経済的基礎を設置主体に求めることは、保育の質を確保し、保護者が安心して子どもを預けるために重要な事項であって、この要件をなくすことはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、認可外保育施設から認可保育所への移行を促進するため、保育所の設置認可に係る審査基準のうち「経済的基礎要件の緩和」を提案するものである。

子ども・子育て支援新制度では、認可外保育施設から保育所への移行が検討されるところであり、規模の小さな施設(保育所の認可は20名以上から可能)からの移行も生じる。

その際、施設規模にかかわらず、年間事業費の1/12相当の資金、1年間の賃借料に相当する額のほか、一律に1,000万円という金額の資産要件を課す根拠は乏しいと考える。

賃貸施設であっても安定的な経営が認められる場合には、2分の1を超える減額も可能とするよう検討いただきたい。

また、経済的基礎要件の具体的内容を示している「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号付け、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)は、技術的助言であり法的な拘束力を有するものではないが、都道府県が事務を行う際の指針となるものであるので、1,000万円の資産要件について2分の1を超えた減額を容認する表現に改めていただきたい。

併せて、2分の1を下回らない範囲内を基準とした根拠を示していただきたい。

#### 全国知事会からの意見

所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

所管(府)省からの回答が「現行により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 当該認可の事務は自治事務であり、国が通知により認可の具体的基準を示すのは不適切であると考えられる。

○ したがって、改正児童福祉法第35条第5項第1号の「経済的基礎」の具体的な内容を示す際には、地域の特性に応じて事務を処理することができるよう配慮されたい。

当該認可の事務は自治事務であることから、技術的助言として当該通知をお示しているものであり、各自治体において対応いただきたい。

なお、改正後の児童福祉法第35条第5項第1号に規定する経済的基礎の要件については、現行の保育所の設置認可等に係る要件の考え方を基本として、技術的助言として通知においてお示しする予定であるが、通知の規定ぶりについては、今後検討していく。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

(1)児童福祉法(昭22法164)

(i)保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平24法67)による改正後の35条5項1号)については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。

〔措置済み(平成26年12月12日付け雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知)〕

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 8

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】  
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】  
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

## 根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること

②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

## 全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることにより、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後、その実態等を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]  
6【厚生労働省】  
(14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管)  
(i) 保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 9

管理番号 952 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省 厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化にしている現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目1/2軽減、3人目を無料化としているが、少子化対策の観点から多子世帯の経済的負担軽減は重要であり、同時入所要件は撤廃すべき。(なお、要件撤廃に伴う財政負担が地方に転嫁されることのないようあわせて提案する。)

## 根拠法令等

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S51.4.16厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

本提案は多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。

実際に保護者から徴収する保育料は、各自治体で条例等により定めており、多子世帯保育料軽減の取扱は自治体の裁量で認定することが可能である。

その場合、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)は私立保育所のみを対象としており、地方自治体に一般財源化された公立保育所は対象外であるため、公立保育所分は地方自治体において責任をもって財源を含め、手当する必要がある。

また、私立保育所についても、児童福祉法の規定に基づき運営費の負担関係を定めているところであるが、これをご提案の「財政負担が地方に転嫁されない」ようにするためには、公立・私立の保育所の保育料に係る地方自治体向けの多額の財政措置を伴う新たな予算事業の創設を求めるものとなり、この財源についても明確でないことから対応することはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

先に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、少子化対策に関して『第三子以降の出生・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する』と明記されている。

本提案が実現すれば、同時入所の如何にかかわらず、第三子以降の保育料無料化が可能となり、これは、政府が打ち出された少子化対策の方向性と一致していると考えている。

については、財源が不明確であるというご指摘については、段階的な実施や、財源に見合った制度設計等を含め検討いただきたい

少子化の進行は全国的な現象であり、その主な原因の一つに経済的な問題があることから、インパクトのある更なる保育料の軽減は、全国的な制度として展開することが適当であると考えている。

#### 全国知事会からの意見

多子世帯保育料軽減措置における同時入所要件の廃止と併せ、認可外保育施設への対象拡大を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 地方創生「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」に関連する提案であり、現に各地方において単独事業で実施をし、効果があるとの声がある。子育て支援の1つの選択肢として、検討してはどうか。

#### 各府省からの第2次回答

#### 回答区分 C 対応不可

前回回答したとおり、本提案は多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 10

管理番号	161	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性】

現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営費については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。

### 【具体的な支障事例】

放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。

### 【制度改正の必要性】

中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。

### ○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数

平成23年度: 8クラブ / 135クラブ

平成24年度: 7クラブ / 137クラブ

平成25年度: 6クラブ / 138クラブ

平成26年度(予定): 5クラブ / 144クラブ

## 根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国庫補助の対象とならない小規模なクラブ(利用者9人以下)は、平成25年の厚生労働省実施状況調査でも全国で618クラブあり、24県で単独補助制度を設け、支援している。こうした小規模な放課後児童クラブは、子ども・子育て支援新制度移行後も一定数見込まれる。

働きながら子育てできる環境へのニーズは全国共通であり、とりわけ人口減少の危機に直面する中山間地域にあっては切実である。

補助要件を満たすためにクラブを集約することは、送迎など児童・保護者とも負担が増す。一方で、身近な地域にクラブがあれば、雇用の創出につながり、安心して子育てできるという「質の改善」にもつながる。

地域で子育てができ、地域に住み続けられるよう、新制度における「質の改善」の中で、小規模な放課後児童クラブに対する補助制度が拡充されるよう、優先的に検討すべき。

#### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

6【厚生労働省】

(21)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 10

管理番号	259	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	相模原市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。

【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度)

本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学校区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。

【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。

こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。

## 根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

#### 【意見】

公共施設マネジメントの観点から、いわゆるハコモノの新增設は困難な状況の中、待機児童対策の推進にあたり、需給に応じた臨機な対応が図り易い、民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブについて積極的な活用を図る必要がある本市の実情について、十分ご理解いただきたい。

また、小規模な放課後児童クラブの利用者負担が、公立児童クラブと比べ2～3倍になっている現状についても、ご認識いただきたい。

本市における現状や必要性を踏まえ、新制度における「質の改善」事項で再検討していただき、是非とも緩和していただきたい。

なお、平成27年4月施行予定の新制度の施行時期が遅れる場合は、現行の補助要綱の改正による対応も含めて検討いただきたい。

#### 【質問】

・事業の効率性、安定性の観点から10人以上を補助対象としていると認識しているが、10人未満の小規模な放課後児童クラブが効率性に欠ける具体的根拠、並びに、利用者負担に頼らざるを得ない現状を踏まえると、補助要件を緩和することで、利用者負担の平準化や、より安定的な運営が行えると考えますが、この点について貴省の見解を示されたい。

・「放課後子ども総合プラン」において、平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示されたが、定員拡充策の施策の一つとして、本市が提案している民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブの拡充の必要性について、貴省の見解を示されたい。

・他の充実メニューとの優先順位も含め再検討する必要がある旨1次回答が示されたが、子ども子育て支援会議で再検討する際は、本案件は検討事項に含まれるのか貴省の見解を示されたい。

### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]  
6【厚生労働省】  
(21)放課後児童健全育成事業  
放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 10

管理番号	436	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。

【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。

〔障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置
- 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置
- 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置
- 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置

〔ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置

障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要性が生じている。

現在の加算要件では、平成25年度実績で約127百万円を神戸市において負担している。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2)障害児受け入れ推進事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市では、発達障害や知的障害の児童が増えており、独自に、障がい児1人ごとの運営費の加算を行っているが、こうしたきめ細やかな支援なしには、障がい児を含むすべての児童が自分らしさを保ちながら集団の中で過ごし、児童同士が支え合う環境とはなりにくい。今後、高学年の受け入れに伴い、障がい児がさらに増加するものと見込んでおり、これまで以上に、受け入れ体制の強化が必要になると考えている。

また、放課後等デイサービスの事業所の多くは、10人を定員とする小規模な施設であるほか、指導員以外に管理者が配置されるなど放課後児童クラブとは運営体制が異なっており、同一の加配基準とすることは適当ではないと考えている。

国では、障がい児を5人以上受け入れるクラブについての補助の拡充が検討されているが、本市においては障がい児を5人以上受け入れているクラブは6クラブに過ぎず、今後も、障がい児を1つのクラブに集めない限り、補助の要件となる5人以上の障がい児がいるクラブは少ないと見込んでいる。障がい児についても、できるだけ自分の住む地域において安心・安全に放課後児童クラブを利用できるようにすべきであり、どこかに集めるという方法をとる予定はない。

このような地域の実情を踏まえた上で、子ども子育て支援会議等において障がい児1人ごとの受け入れに対する補助の仕組みについて再度検討されるのか、お伺いしたい。

#### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案団体からは、障害児の受け入れには、障害の態様によるとはいえ、実際には1人で1人をケアする体制が必要な場合も多い、さらに今後は手厚いケアが必要な場合が多い高学年の障害児の受け入れが増加し、現場の体制にこれまで以上の充実が必要であるとの指摘もあり、提案を実現する方向で検討すべきである。

○ 5人以上受け入れる場合の加算を検討するとしているが、障害児に対する放課後デイサービス(対象は主に小学校～高校生となっている)における職員加配措置と同様の要件を設定する理由は何か。補助制度のあり方としては、他のサービスで実績があるからという理由ではなく、提案団体からの指摘に応え、実際の障害児のケアに支障が出ないようにすべきではないか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。なお、「5人以上」の加算要件を緩和することについては、更なる財源の確保が求められることとなり、対応することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 10

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。

本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日「6時間超」という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2)長時間開設加算額

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

さらに、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の放課後児童クラブのうち、平日の開始時刻が13時よりも早いものは平成25年9月現在1割弱(昨年度から変更なし)である。これは低学年の授業終了時刻が14:30であり、準備時間を含めても13時以降の開始で足りるとするクラブが多いことによる。

一方で、終了時刻が19時であるクラブは3割強あり、昨年度に比べて10ポイント増加した。これは、平成26年度に、19時延長を実施するクラブに対して本市が独自に運営費助成の拡充を行ったことによる。

しかし、本市の場合終了時刻を19時としても、開所時間数が6時間超ではないため、国の補助対象とはならない。開所時間数を延長すれば補助対象となるが、19時延長のために準備時間を増やす必要性は低い。

また、全国的にみても、本市と同じように、開所時間が6時間超ではないものの、18:01以降の延長に取り組んでいるクラブが少なからず存在するものと思われる。

終了時刻の延長と開所時間数は必ずしも一体的である必要はなく、学校の終了時刻など地域の実情に応じて開所時間数を設定した上で、小1の壁の解消、終了時刻の延長に取り組むことは十分可能と思われる。

国の補助金は積算根拠が示されておらず、基本額に6時間開設の運営費が含まれていることが不明であること、また、保護者から終了時刻の延長がとくに求められている現状を踏まえると、終了時刻の延長に対する補助ということを明確にし、開所時間数は地域の実情に応じたものとなるよう補助制度の見直しをお願いしたい。

#### 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 長時間開設加算を行う目的は何か。一律に「6時間超」を条件としているが、現場では職員の勤務可能な時間など様々な課題もあるようである。延長開設を促進することが目標であるとすれば、要件は延長開設を実施しているか否かで考えるべきではないのか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後、他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平日の開設時間が6時間までのクラブには、通常の運営費が補助されており、さらに6時間を超えて開設するクラブに長時間開設加算が行われている。6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算措置を講じる必要があり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することは困難である。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 10

管理番号	953-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

### 《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

#### 【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

#### 【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

### 《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

#### 【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

#### 【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

## 根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)  
「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

## 《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと見料される。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## 《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考えられる。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。

補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

＜放課後児童クラブに関して＞

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。
- 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業でという位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

①本事業の位置づけが変わってしまうこと

②現在、消費税込を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。

＜放課後児童クラブ＞

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番： 10

管理番号	953-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

### 《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

#### 【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

#### 【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

### 《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

#### 【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

#### 【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

## 根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

## 《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと思料される。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## 《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考えます。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。  
補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

## 《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

＜放課後児童クラブに関して＞

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。
- 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

- ①本事業の位置づけが変わってしまうこと
  - ②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらない
- といった問題がある。

＜放課後児童クラブ＞

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【厚生労働省】

(21)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 11

管理番号	186	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象をこの広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数まで増やさない理由として、経済的な理由とともに育児への不安を訴える声が根強くあった。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から乳幼児期までステージごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担感を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。

【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目ない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することとし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。

センターは、需要調査の結果等から、居室6床を備えたものを県内に1箇所整備することとし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠となるものと考えている。

県の関与としては、この連携組織の事務局として運営を主導するとともに、利用者に利用料金の一部を負担させた残額相当分を市町村と折半で負担し、運営を委託する事業者への委託料として拠出するものである。この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと言え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。

## 根拠法令等

妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱

妊娠・出産包括支援モデル事業は母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じ必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援等を行う産前・産後サポート事業、出産直後の母子への心身ケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行うための事業である。

当該事業は、市町村が実施又は委託した場合等に対する補助を行うものであり、提案にもあるように補助金の対象を都道府県に拡大し、本事業の費用に関して市町村と折半した都道府県に対して補助を行うこととするのは、実質的に予算事業の新設に当たり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。また、当該事業は市町村を対象とした事業であり、事務・権限の移譲は想定していない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

宿泊型産後ケア事業については、育児に悩みを抱える産後4ヶ月までの母親を対象としますので、他の事業と比較しても需要が限定的であること、費用については、宿泊(3食付き)させ、助産師、看護師等専門スタッフによる心身のケアサービスを提供することから他の行政サービスと比較しても割高となること、このような特徴から、本県のような小規模市町村単独での実施は困難であり、県が関与し県域レベルで実施することで初めて事業実施が可能となるものと考えます。

母子保健行政の枠組みについては、現在、悩み等を抱える母親の情報は、市町村ごとに管理していますが、センターで扱う特徴的なケース等を県レベルで把握することができ、これらを分析することで、各市町村の強み・弱みなどを明確にし、今後の市町村行政の在り方に対する技術的指導・助言も可能となるものと考えます。

このような視点から、既に権限移譲がなされている事務と一括りにせず、柔軟に対応していただきたいと考えます。

県が、県内需要を把握した上で、必要数を県域レベルで適切に整備することが可能となることから、同種の施設の重複的整備を回避することなどが可能となり、県域でのトータルコストを見た場合、財政的なメリットも見込まれるものと考えます。

補助金の対象を都道府県に拡大しても事業費は変わらないため、補助金額の増額にはならず、予算事業の新設には当たらないと考えます。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 市町村では実施が困難な実態がある以上、都道府県が事業主体に加わって広域的に実施することは補助目的にも適うのではないか。

○ 都道府県が事業主体となることに何か問題点があるのであれば、具体的に示すべきである。

○ 予算の事業の新設であるとするが、補助基準額内で都道府県と市町村が折半するものであれば、必ずしも予算の増額につながるものではないので、事業主体に都道府県が入ることは認められるということではないか。

妊娠・出産包括支援モデル事業は、基礎自治体である市町村が事業推進の拠点となることを想定した暫定的なモデル事業であり、現段階において、都道府県が事業主体となることや補助金の対象となることは想定していない。また、今後の展開については、モデル事業の実施状況を踏まえ検討していくこととする。

なお、各市町村の状況に応じ、都道府県が市町村の体制整備のための後方支援を行うことには意義があることから、来年度から都道府県による人材育成研修等につき、補助の対象とすることを検討しているところである。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(18)母子保健医療対策等総合支援事業

(i)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の事業主体を市町村のみとしていることについて、平成27年度から都道府県による市町村の体制整備のための後方支援(人材育成研修等)を新たに補助の対象とするよう見直す。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 11

管理番号	410	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。  
(現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施  
(提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独での実施も可とする

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。  
当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しており、育児不安等を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母子が利用できないといった状況が生じてきており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。  
補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高く(25年:95%)、母子の状態を把握して必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目的に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。  
「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。  
また、当区の「産後ケアセンター桜新町」は先駆的な取組みであることから法的事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的事業として位置付ける必要があると考える。

## 根拠法令等

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

妊娠・出産包括支援モデル事業は、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、妊娠・出産に関する支援を総合的に行うために、妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供、関係機関との調整や、必要に応じて定期的にフォローを行い、妊娠・出産・育児の各段階の支援について総合的に取り組み、「切れ目のない支援」を行うことに意義があり、産後ケア事業のみの部分的な取組では本事業の趣旨に合致せず、本モデル事業そのものを否定することになるため、提案は認められない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今般の提案は、国が強力に推し進める少子化対策や、成長戦略の中核である女性の活躍推進に向けた重要な取り組みの一つともなる産後ケア事業の一層の普及に向けた提案を行っているものである。例えば、世田谷区の産後ケアセンターは他の自治体に先駆け開設したものであり、この産後ケアセンターをモデルとして、国も「各地域の特性」に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行うためのモデル事業を26年度に創設し事業化したものと承知している。当事業は年々区民の利用ニーズが増してきており、このことは事業の周知と利用効果の認知が進んできたものであり、同事業の有効性と必要性が一定程度評価されているものと考えている。また、各自自治体からの視察も多く、当事業の検討を行う自治体にとっては、このセンターの運営方法や仕組み及び事業効果を研究し、各自自治体がともに事業化を検討するモデルともなっている。

こうした状況と実態を踏まえても、今年度国が事業化した3つの事業を同時に行わなければ補助金交付が出来ないという現状の仕組みは、「各地域の特性」を活かしながら事業の一層の普及を推進するに当たって支障となっており、妊娠・出産包括支援モデル事業を強力に推進するためには、それぞれの事業に補助金交付が望ましいと考える。

さらには、本提案にある「産後ケアセンター事業を法的事業に位置付ける必要性」については、補助要綱上の事業に止まらず、他の児童福祉関係施設同様の法的位置付けが必要と考えるものであり、この点についての貴省の考え方、位置付ける場合のスケジュールについて検討の上、具体的に示されたい。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。なお、総合的な切れ目のない支援を行うことに意義があるという見解はそのとおりであるが、事業実施の可能性が狭くなる。さらに地域における切れ目のない妊娠・出産の支援は、必ずしも3事業に限定されるものではないと考える。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 平成27年度概算要求において、事業の拡充を予定しているところであり、本提案についても検討の余地はないか。

## 各府省からの第2次回答

## 回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

妊娠・出産包括支援モデル事業の産後ケア事業については、実施主体の市町村が医療機関等に委託して実施するケースが多く、市町村から「地域に産後ケア事業を実施するための医療機関等がないこと等から妊娠・出産に関する包括支援を実施できない問題等もある」との声が寄せられた。このため、平成27年度予算概算要求では、本モデル事業について、母子保健相談支援事業を必須事業とし、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を任意事業として要求したところである。

また、産後ケアセンター事業を法定化するか否かについては、本モデル事業の実施状況等を踏まえて検討すべきであるため、現時点ではお答えできない。

6【厚生労働省】

(18) 母子保健医療対策等総合支援事業

(ii) 現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件として、①母子保健相談支援事業、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業の3つ全ての事業の実施を求めていることについて、平成27年度から①母子保健相談支援事業のみを必須事業とし、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業を任意事業とするよう見直す。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 12

管理番号	114	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件の緩和				
提案団体	千葉県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業として「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を設置して認知症支援事業を実施することが市町村に義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけでなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の経緯】

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症支援事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとされ、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

### 【支障事例】

千葉県では、認知症高齢者の急増という現状に鑑み、認知症多職種協働の連携役を早急に養成する必要があると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。

認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者で検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の特性に応じた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後も配置促進を図っていく予定としている。しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないこととなると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。

### 【制度改正の必要性】

認知症地域支援推進員に準じる者として一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とすることで、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためのより効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。

## 根拠法令等

介護保険法第115条の45第2項第6号(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による改正後の介護保険法。当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)

提案主体は、平成27年4月1日施行の改正介護保険法第115条の45第2項第6号に位置づけられた認知症支援事業全体について、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」が携わることが要件となっているとの理解の下に本提案をしていると考えられる。しかし、上記「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者」の要件は、認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業のうち、認知症初期集中支援推進事業に対する要件であり、これ以外の認知症に関する事業の要件ではないため、提案の前提となる事実が存在しない。

なお、認知症地域支援推進員については、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師等であること又は認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めたものであることが要件とされており、国が養成する者ではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

1 本年2月の国主催会議において、「認知症初期集中支援推進事業」と「認知症地域支援推進員等設置事業」の両事業が地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられるため、認知症地域支援推進員(以下、「推進員」という。)の配置が必須との説明を受けたが、そういう理解で宜しいか。

2 「認知症地域支援推進員等設置事業」において、①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師等であること、又は②認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市町村が認めたものであること、が推進員の資格要件とされており、認知症コーディネーターも資格要件を満たすことが可能とのことであるが、現行の要綱では、上記資格要件に加えて、国が実施する推進員研修を受講することも必須要件とされており、この要件が推進員として認めてもらう上で支障になる。

国の研修と同水準である地方独自の研修を受講した認知症コーディネーターが、推進員の要件を満たして財源措置を受けるために、改めて国の研修も受講する必要があることは、今後推進員を増やしていく上で非効率となるため、要綱を改正し、同水準の研修を受講した場合は推進員の要件を満たすものとして認め、財源措置を受けることができる取扱いにしてもらいたい。

#### 全国知事会からの意見

改正介護保険法第115条の45第2項第6号の地域支援事業の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案団体のように自治体が独自に養成する「認知症コーディネーター」等が、認知症地域支援推進員と同様の業務を行うことができると認められる場合は、認知症地域支援推進員とみなし、自治体が行う独自の取組を支援していくべきではないか。

○ 現在の認知症地域支援推進員等設置事業要綱では、提案団体のように自治体独自の「認知症コーディネーター」等を養成したとしても、事業として認められて財源措置を受けるためには、国の認知症地域支援推進員研修の受講が必須とされている。

自治体が認知症地域支援推進員を効率的に増やすことができるようになる仕組みへと要綱を見直すべきではないか。

○ ご指摘のとおり、認知症地域支援推進員の配置が必須となる。先般成立した介護保険法の改正により、今まで地域支援推進員は地域支援事業の任意の事業で行われてきたが、平成27年度より順次、地域支援事業の包括的支援事業(必須事業)に移行することとされており、平成30年度までに全ての市町村で実施することとしている。

○ 現在の認知症地域支援推進員等設置事業では、各市町村において医療機関・介護サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして効果的な役割を担うことが出来るよう、国の実施する推進員研修を受けることを要綱に定めている。来年度からは、この事業が地域支援事業の包括的支援事業に移行する予定であるため、推進員研修のあり方を含めて要綱の見直しを検討していきたい。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

##### (19) 認知症地域支援推進員等設置事業

地域支援事業実施要綱に基づく認知症地域支援推進員等設置事業については、国が定める研修を受講した者のほか、地方公共団体が独自に養成する者を活用することもできるように、平成27年度の早期に当該実施要綱の見直しを行う。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 12

管理番号	322-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

### 【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

## 根拠法令等

介護保険法第70条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

通所介護事業所については、これまで都道府県が指定を行ってきたところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)を改正し、小規模な通所介護事業所については市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところであり、平成28年4月1日の施行を予定している(改正介護保険法第8条)。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の提案は、市町村の事業計画に影響を及ぼす都道府県指定の介護保険サービスに関して、都道府県と事前協議を行うことができる制度を設けることであり、都道府県が指定を行う際に、市町村の意見が十分考慮されることを求める趣旨である。

少なくとも、サービス事業所から相談(開設意向)があった時は、例外なく、都道府県から市町村へ事前に情報提供がされることを求める趣旨である。

事業計画策定時に、都道府県とサービス見込量等について協議を行うが、個々の指定については都道府県と事前協議を行うことができないため、実際のサービス事業者の参入状況が、事業計画を策定した市町村の意向と大きく乖離したものになってしまうという支障が生じている。

既に、特定施設入居者生活介護など一部のサービスにおいては、市町村の介護保険事業計画との調整を図る観点から、都道府県は指定に際して事前に市町村の意見を求めなければならないと規定されている。その他の介護保険サービスについても、同様に事前協議を行うことができるかどうかについて明確に回答されたい。

#### 全国知事会からの意見

事前協議の場の設定を全国一律に義務付けるのではなく、都道府県・市町村間に委ね、地域の実情に応じた連携・対応を行うこととするべきである。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
所管(府)省からの回答が「現行により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会、平成22年11月30日)」において、「都道府県指定の居宅サービス等と市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービスを提供することとなるため、市町村が希望する場合には、居宅サービス等の指定に際し、都道府県が関係市町村に協議を行うこととし、都道府県は、市町村との協議内容を踏まえて、指定の是非を判断し、市町村の介護保険事業計画の策定・達成に当たり支障があると判断した場合は、指定を拒否できる仕組みを導入することを検討すべきである。」とされている。

現在、事前協議制を法定化しているサービスにのみ、事前協議の対象を限定しているのはなぜか。

○ 介護保険法上、既に事前協議制を法定化しているサービス以外にも、市町村の介護保険事業計画と調整を図る必要があるサービスはあるのではないか。

○ 市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

○ 障害福祉サービスについても、「介護保険サービスと並びで考えている」というご説明があったが、同様の考え方から、市町村に影響を与える全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

介護保険法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。  
なお、居宅サービス事業者等の指定については、介護保険法の定めにより都道府県が条例で定める指定基準に沿って行われる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】  
(12)介護保険法(平9法123)  
(ii)介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、介護サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番： 12

管理番号	322-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

### 【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

## 根拠法令等

介護保険法第70条

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

本提案は、新たな障害福祉サービス事業所の設置に当たって、都道府県に市町村との事前協議を義務づけることにより、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると思料される。しかし、新たな財政負担はサービス利用者の需要があつてはじめて生じるものであり、新たな障害福祉サービス事業所の設置により生み出されるものではなく、本提案と財政負担の抑制に相関関係はなく、本提案をもって財政負担の抑制を行うことはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省回答では、「事前協議は、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると思料される」とあり、財政負担の抑制が最大の目的のように回答を求められている。今回の提案の主目的としては、現在、市町村は障害福祉計画においてサービス事業量を推計し、かつ利用者の選択肢を確保するために必要なサービス量を目標値として策定しており、事前協議がなく、相違するサービス事業が開設されれば、必要と思われるサービスの確保とならない事態が発生します。よって、市町村計画が実効性の無いものとなると共に、利用者(障がい者)の選択肢が限られたものになるという事態につながります。今回、提案による事前協議による情報提供は、計画策定の際の事業量の推定にも効果が期待できることをいうものです。事前協議を行うことができるかどうかについて、明確に回答されたい。

## 全国知事会からの意見

事前協議の場の設定を全国一律に義務付けるのではなく、都道府県・市町村間に委ね、地域の実情に応じた連携・対応を行うこととするべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 【全国町村会】

この提案で最も重要なことは、住民に最も身近な市町村が、住民と協働して、求められるオーダーメイドの地域を共に作り上げていく取り組みに支障が生じることである。都道府県の計画に沿う内容であっても、それが直ちに市町村が望んでいるとは限らないことから、福祉施設の設置及びサービス事業の開始について、市町村長との事前協議を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正すべきである。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会、平成22年11月30日)」において、「都道府県指定の居宅サービス等と市町村指定の地域密着型サービスが、地域でそれぞれ整備され、サービスを提供することとなるため、市町村が希望する場合には、居宅サービス等の指定に際し、都道府県が関係市町村に協議を行うこととし、都道府県は、市町村との協議内容を踏まえて、指定の是非を判断し、市町村の介護保険事業計画の策定・達成に当たり支障があると判断した場合は、指定を拒否できる仕組みを導入することを検討すべきである。」とされている。

現在、事前協議制を法定化しているサービスにのみ、事前協議の対象を限定しているのはなぜか。

○ 介護保険法上、既に事前協議制を法定化しているサービス以外にも、市町村の介護保険事業計画と調整を図る必要があるサービスはあるのではないか。

○ 市町村に影響を与えうる全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

○ 障害福祉サービスについても、「介護保険サービスと並びで考えている」というご説明があつたが、同様の考え方から、市町村に影響を与えうる全てのサービスについて、事前協議制を法定化すべきではないか。

障害者総合支援法において、都道府県と市町村との事前の協議を制限する規定はなく、都道府県と市町村が調整のうえで事前の協議を行うことを妨げるものではない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(13)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(ii)障害福祉サービス事業の健全かつ円滑な運営のため、障害福祉サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番： 12

管理番号	605	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるよう一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかる事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正通知により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。

- ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進展しない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。
- ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不合理が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。
- ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態とに齟齬が生じている。

### 【制度改正の必要性】

このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。

この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。

## 根拠法令等

H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」

平成22年当時、11都県35施設において、国と異なる解釈で一部ユニット型施設が指定され、介護報酬の過払いが生じていたという問題があり、一部ユニット型施設のあり方について検討するため、平成22年7月29日から複数回にわたり社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、議論を行った上で、平成22年9月21日の「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を踏まえて一部ユニット型施設を廃止することを決定したという経緯があり、対応不可。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

(1) 広域型から地域密着型に移行する場合の問題点について  
 広域型の旧一部ユニット型を、居室形態別に分離認可・指定した際、29床以下のため地域密着型となる新施設であっても、施設所在市町村長の同意を得れば、広域型と同様に他市町村の利用者の受け入れが可能(※)とのことだが、同意を得られない場合は、設置当初の目的を果たせないこととなる。(※介護保険法第78条の2第4項第4号の規定に基づく)  
 また、この手法では、以下の支障も想定される。  
 ・複数の市町村からの指定を得ることは、事業者にとって事務手続の負担を強いることになる。  
 ・指定を受けていない市町村からの利用者である場合は、事業者への指定がなされるまで入所を待機する必要があり、利用者サービスの低下につながる。  
 そもそも、この手法については、各自治体への周知がなされておらず、事業者への周知もされていないのが現状であると思われる。

(2) 利用者による居室形態の選択について  
 本県においてもユニット型を推進しているところであるが、今後、離島等においては経済的理由から多床室を希望する低所得者が多くなることが想定される。  
 この場合、一部ユニット型の形態が認められなければ、多床室整備が優先され、ユニット型が導入される可能性は低くなり、利用者の多様なニーズに応えることができなくなる。

本県が問題にする一部ユニット型は、過去に報酬過払いが生じていたケースではない。  
 せめて平成15年度以前から存在した既存施設が一部ユニット型になったものについては、更なる経過措置により、一部ユニット型の施設として認めていただきたい。

### 全国知事会からの意見

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 以下を踏まえると、平成15年度以前から存在する一部ユニット型施設については、恒久的な経過措置を設けることが現実的な対応であるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。  
 ・ 介護報酬過払いの問題と関係のない施設(平成15年度以前から存在する施設)については、最初の指定更新時までとせず、恒久的な経過措置を設け、一部ユニット型として認めるべきだったのではないのか。  
 ・ 多床室とユニット型が併存する施設のうち、平成15年度以前から存在するものについては、施設全体の利用定員数を基準に広域型か地域密着型かを判断して指定するという方法をとるなどの救済措置を設けるべきではないのか。  
 ・ 地域密着型の場合、他市町村が、施設所在地の市町村の同意を得ることができれば、他市町村が当該

施設を地域密着型として指定し、他市町村の被保険者であってもサービスを利用することができるのご説明があったが、このことは各自治体・事業者に十分周知されているのか。

- ・ また、この同意を得た上で他市町村が指定を行う手法は、事業者及び利用者の負担が大きく現実的ではないのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

**【介護保険法第78条の2第4項第4号について】**

○ 地域密着型サービスは、要介護高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な市町村で提供されることが適当なサービスの類型であるため、介護保険法第78条の2第4項第4号により施設所在地市町村長の同意を得ることで、他市町村から指定を受けることができることとしているのはあくまで例外的な規定である。また、厚生労働省では、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進している。そのため、本制度の積極的な活用を促すような通知をあえて発出することは、考えていない。

○ 本規定は指定地域密着型サービス事業所の指定に係るものであり、地域密着型介護老人福祉施設の指定に限らないため、ご指摘の理由のみをもって本規定の改正を行うことはできない。

○ なお、これまで本規定に係る他の地方自治体からの要望については把握していないが、施設所在地市町村長の同意を得て他市町村から指定を受けている施設の実態について、現在調査しているところである。

**【利用者による居室形態の選択】**

○ 現行制度でも、施設全てをユニット化することは求めておらず、ユニット型個室と従来型多床室等を併設して設置できるため、居室形態を利用者が選択できる施設を整備することは可能である。

**【経過措置について】**

○ 「平成15年度以前から存在する一部ユニット型施設については、恒久的な経過措置を設けることが現実的な対応である」とあるが、平成15年度以前から存在した一部ユニット型施設については、平成26年4月の時点で指定更新を迎えたため、既に全ての施設において、ユニット型部分と多床室等部分につき、それぞれ別々の指定を受けている。よって、現時点で経過措置を設ける必要がない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

**6【厚生労働省】**

(12)介護保険法(平9法123)

(iii)地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定(42条の2第1項及び54条の2第1項)については、当該サービス事業所所在地の市町村長の同意を得て(78条の2第4項4号及び115条の12第2項4号)、他の市町村長が指定することで、当該他の市町村の被保険者もサービスを利用できること、及び市町村長間の協議により事前の同意を得ることで、指定手続の簡素化も可能である(78条の2第10項及び115条の12第7項)ことを、地方公共団体に改めて周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 13

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

介護保険認定審査会委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。

### 【制度改正の必要性】

今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。

## 根拠法令等

認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められる。このため、認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保するという観点から、任期を全国一律2年と設定しているものであり、認定審査会の委員の任期を各市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考えている

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

要介護認定等の審査判定の客観性を確保することが重要であることは本市も認識している。このため本市においては、委員に対して、国の定めた基準に関する研修や介護認定審査部会における介護度の軽度変更・重度変更等にかかる情報提供など、きめ細かなサポートに努めている。

また、介護需要が急増する中、委員の確保が困難になっている状況や9割以上の委員が再任されているという本市の実情からすれば、委員の任期を全国一律2年とすることには、審査判定の客観性の確保のために一定のメリットはあるものの、いささか形式的で合理性に乏しくなっているのではないかと考える。

さらに、今後、制度改正による保険者の事務負担の大幅な増が見込まれるにあたって、任期の延長により委嘱作業の事務負担軽減を図ることも、円滑な制度運営には必要なことと考える

そこで、要介護認定有効期間については、介護保険法施行規則において、設定可能な範囲の上限を定める制度改正がなされていること等も参考に、例えば、「任期は2年(市町村が必要と認める場合にあっては2年から4年までの範囲で市町村が定める期間)など、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように措置をお願いするものである。

## 全国知事会からの意見

介護保険認定審査会の委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 任期は参酌基準とし、各自治体がそれぞれの自治体における委員の負担を勘案しながら、地域の実情に応じた任期を設定するべきであると考え。

## 各府省からの第2次回答

## 回答区分 A 実施

認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保し、また、定期的に自治体が委員の任命が適切であるかを判断するため、現在、任期を全国一律2年と設定している。

認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められており、再任の場合であっても委員の任命が適正であるかを判断し直すことは必要である。

一方、地域によっては審査会委員として任命できる専門家が限られるなど、委員の確保に難渋している自治体があることも承知しており、実質的に同じ委員が連続して再任されている場合もあると認識している。

このような地域の実情も踏まえ、法令上の任期を原則2年としつつ、一定の年数の範囲内で条例等を定めた自治体は、柔軟に期間を設定できるよう、必要な見直しを行う。

6【厚生労働省】

(12)介護保険法(平9法123)

(i)介護認定審査会の委員の任期(施行令6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 13

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査会委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263人)

### 【制度改正の必要性】

また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。

このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。

## 根拠法令等

介護保険法第17条  
介護保険法施行令第6条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められる。このため、認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保するという観点から、任期を全国一律2年と設定しているものであり、認定審査会の委員の任期を各市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考えている

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案については、管理番号865及び866と同様の趣旨から提案したものであり、その2件については、「提案の実現に向けて対応を検討」との回答をいただいている。このことから、本提案についても上記2件と同様の観点から再度検討していただきたい。

全国知事会からの意見

介護保険認定審査会の委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。  
なお、一定の上限の範囲内での緩和が適切であるとする。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 任期は参酌基準とし、各自治体がそれぞれの自治体における委員の負担を勘案しながら、地域の実情に応じた任期を設定するべきであるとする。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

認定審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保し、また、定期的に自治体が委員の任命が適切であるかを判断するため、現在、任期を全国一律2年と設定している。  
認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することを求められており、再任の場合であっても委員の任命が適正であるかを判断し直すことは必要である。  
一方、地域によっては審査会委員として任命できる専門家が限られるなど、委員の確保に難渋している自治体があることも承知しており、実質的に同じ委員が連続して再任されている場合もあると認識している。  
このような地域の実情も踏まえながら、一定年数の範囲内で柔軟に設定できるよう、必要な見直しを行う。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]  
6【厚生労働省】  
(12)介護保険法(平9法123)  
(i)介護認定審査会の委員の任期(施行令6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号 187 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲

提案団体 福井県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【具体的な支障事例】

麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。

一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲受を行いたいが、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。

また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。

### 【制度改正の効果】

都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考えている。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

地方厚生局からの許可情報の遅延については、その情報提供体制を見直し、迅速に情報共有を行えるように改善可能であると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

医療用麻薬の流通管理のうち、現在、卸売・小売・施用の免許および廃棄に係る事務は、都道府県が担当しており、小売業者間譲渡許可事務も都道府県に移譲することが合理的であると考えている。

譲渡許可事務については、許可基準のガイドライン等があれば、対応可能と考える。

また、本県においては、これまでの状況から麻薬の不正流通はほとんどなく、万一、不正事案が発生した場合にも、国(厚生局麻薬取締部)と都道府県との捜査上の協力規定が法に定められており、実務上の支障は少ないと考える。

#### 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であると考えている。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

#### 各府省からの第2次回答

#### 回答区分 A 実施

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

4【厚生労働省】

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障】

麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。

### 【制度改正の必要性】

麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところが少ない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。

## 根拠法令等

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であるとする。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県においても、普段から薬事監視や医療用麻薬の監視業務に従事しており、監視マニュアル等によりそのノウハウの蓄積も行われており、不正や違反がある場合、都道府県と国の厚生局との連携により対応可能と考える。

都道府県に移譲した場合においても、許可の運用基準を明確に定めることにより、円滑に許可業務を運用でき、また、譲渡許可を受けた小売業者の不正防止にも資すると思われる。

いずれにしても、大きな流れとしての在宅医療を推進する中で、患者の疼痛管理を円滑に進めるためにも国から都道府県への移譲が必要であるとするので、検討されたい。

#### 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であるとする。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

#### 各府省からの第2次回答

## 回答区分 A 実施

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

[再掲]

4【厚生労働省】

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号 581 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲

提案団体 長野県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】  
麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。

【制度改正の必要性】  
許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。

また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。

麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項  
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であるとする。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

麻薬小売業者に対する立入検査については都道府県で行っており、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡についても併せて確認を行っていることから、対応が可能であるので、都道府県に移譲すべきである。

なお、不正事案等への対応については、都道府県に権限が移譲された場合でも、法56条(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)の規定により連携して対応すべきものとする。

#### 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であるとする。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

#### 各府省からの第2次回答

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【厚生労働省】

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号 589 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲

提案団体 京都府、兵庫県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不動在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項  
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であるとする。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

麻薬取締官が不正や違反が疑われる事案に精通していることは理解するが、本件の譲渡許可については、都道府県により薬事監視等が行われている麻薬小売業者間のやりとりであることから、業務上のノウハウを持ち合わせており、違反の監視について、都道府県で対応は十分に可能と考える。

また、麻薬小売業免許と譲渡許可を一体的に申請・受付ができるよう、申請様式や手続きを整備することで、一定の事務の簡素化と申請業者の利便性が図られ、譲渡許可件数も増え、緩和ケアの推進に資するものと考えられるため、権限の移譲について検討されたい。

#### 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であるとする。
- ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

#### 各府省からの第2次回答

○どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

[再掲]

4【厚生労働省】

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番： 14

管理番号 590-1 提案区分 C A又はBに関連する見直し 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長

提案団体 京都府、兵庫県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不動在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項  
同法施行規則第9条の2

現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。

本件提案にあるように、在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。

また、麻薬小売業者間譲渡許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不相当と考える。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

#### 【概要】

小単位包装の製剤の購入は、既にいずれの薬局においても取り組んでおり、抜本的な解決とはなり得ない。

医療用麻薬の種類が緩和ケアの普及を受け増加しており、応需するためには多くの製品を備蓄しなければならないため、在宅緩和ケアに取り組む上での支障として薬局の許可取得数に反映されていると考えられ、ひいては患者の在宅療養環境の充実にも関わっている。

現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動在庫となりやすい点であり、現在の要件のただし書きとして、「新規処方時に在庫不足であった患者に引き続き処方が必要な場合に、在庫不足とみなして他薬局からの譲受けることも可能とする」ことを提案する。

御回答の流通の複雑化については、流通を麻薬小売業者間に限れば、記録・薬事監視体制など、厳密な麻薬の管理を行っており、従来の麻薬小売業者間の譲渡許可と同様、適正に実態把握が可能であることから、不正流通につながるとは考えられない。

薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはずである。

また、近隣に薬局が増設され、グループの組み直しが必要なケースは、薬局の開設時等に限られるため、現在申請している多くのグループに申請を出し直す必要が生じるわけではなく、むしろ、麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になっていると考えられるため、期間の延長について検討されたい。

### 全国知事会からの意見

医療用麻薬の譲渡許可権限を都道府県へ移譲した上で、許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

#### 【譲渡許可条件の緩和】

○ 平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているのか。

○ ヒアリングにおける説明では、在庫は麻薬流通の上流も含めたサプライチェーン全体で発生する問題であるとして、薬局間だけの在庫要件緩和に消極的であったが、提案の趣旨は、都道府県が関与することで薬局間のネットワーク化を進め、在宅緩和ケアを推進することである。上流における在庫の議論は流通業者間の公平の問題に過ぎないものであり、提案を実現すべきである。

**【譲渡許可期間の延長】**

- 期間延長は、新規開設薬局が小売業者間譲渡許可のグループに入る場合に参入障壁になると指摘するが、新規開設薬局はそもそも参入先のグループ内の薬局が持つ免許の終期と異なることが当然であり、許可期間が1年か2年であるかは無関係である。
- むしろ指摘の事例においては、許可の取り直しが生じる事務負担を軽減すべきであり、軽易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討し、支障がなければ実施すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 **D** 現行規定により対応可能

**【譲渡許可要件の緩和】**

- 都道府県間で麻薬小売業者間譲渡許可件数にばらつきがあるが、そもそも大都市、地方都市によって麻薬小売業者数にばらつきがあるためである。現在のところ、麻薬小売業者間譲渡許可数や同許可を受ける薬局数は、医療用麻薬の消費量と同様に増加しており、同制度が医療用麻薬の利用推進に貢献していると考えている。
- 一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「現状制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため」等とあるが、これは誤りである。現在の麻薬小売業者間譲渡許可制度は同一患者の新規処方に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲渡・譲受が可能である。
- この他、小売業者間で譲渡が必要な具体的事例のご提案があれば、対応を検討したい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

**6【厚生労働省】**

(6) 麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

- (ii) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可(24条11項、施行規則9条の2)については、麻薬の譲渡しができる場合として、新規の処方の場合に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲り受けることができること等について、地方公共団体及び関係団体等に周知する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号	590-2	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不動在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項  
同法施行規則第9条の2

現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。

本件提案にあるように、在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。

また、麻薬小売業者間譲渡許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不相当と考える。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

#### 【概要】

小単位包装の製剤の購入は、既にいずれの薬局においても取り組んでおり、抜本的な解決とはなり得ない。

医療用麻薬の種類が緩和ケアの普及を受け増加しており、応需するためには多くの製品を備蓄しなければならないため、在宅緩和ケアに取り組む上での支障として薬局の許可取得数に反映されていると考えられ、ひいては患者の在宅療養環境の充実にも関わっている。

現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動在庫となりやすい点であり、現在の要件のただし書きとして、「新規処方時に在庫不足であった患者に引き続き処方が必要な場合に、在庫不足とみなして他薬局からの譲受けることも可能とする」ことを提案する。

御回答の流通の複雑化については、流通を麻薬小売業者間に限れば、記録・薬事監視体制など、厳密な麻薬の管理を行っており、従来の麻薬小売業者間の譲渡許可と同様、適正に実態把握が可能であることから、不正流通につながるとは考えられない。

薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはずである。

また、近隣に薬局が増設され、グループの組み直しが必要なケースは、薬局の開設時等に限られるため、現在申請している多くのグループに申請を出し直す必要が生じるわけではなく、むしろ、麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になっていると考えられるため、期間の延長について検討されたい。

### 全国知事会からの意見

医療用麻薬の譲渡許可権限を都道府県へ移譲した上で、許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

#### 【譲渡許可条件の緩和】

○ 平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているのか。

○ ヒアリングにおける説明では、在庫は麻薬流通の上流も含めたサプライチェーン全体で発生する問題であるとして、薬局間だけの在庫要件緩和に消極的であったが、提案の趣旨は、都道府県が関与することで薬局間のネットワーク化を進め、在宅緩和ケアを推進することである。上流における在庫の議論は流通業者間の公平の問題に過ぎないものであり、提案を実現すべきである。

**【譲渡許可期間の延長】**

- 期間延長は、新規開設薬局が小売業者間譲渡許可のグループに入る場合に参入障壁になると指摘するが、新規開設薬局はそもそも参入先のグループ内の薬局が持つ免許の終期と異なることが当然であり、許可期間が1年か2年であるかは無関係である。
- むしろ指摘の事例においては、許可の取り直しが生じる事務負担を軽減すべきであり、軽易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討し、支障がなければ実施すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 **A 実施**

**【譲渡許可期間の延長】**

- 更新手続の負担軽減の観点から、譲渡許可の一部変更手続の検討と併せ、譲渡許可期間の延長を認めることを検討したい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

**6【厚生労働省】**

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

- (iii)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可(24条11項、施行規則9条の2)については、有効期間を最長1年から3年に延長するとともに、共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制度を創設する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 根拠法令等

医療用麻薬の廃棄にあつては、紛失、盗難、横流し防止の観点から、麻向法第29条の規定に基づき、都道府県職員立ち合いの下で廃棄しなければならないこととされている。

医療用麻薬の管理中において、廃棄の時点は、盗難、紛失等のリスクが高いと考えられることから、従前どおり都道府県職員立ち合いの下で確実に廃棄すべきものである。また、廃棄の時点で立ち会いを求めている趣旨として、その段階で医療用麻薬の流通数を確認するという意味合いがあり、例えば日常的な管理の段階で、仮に紛失や盗難が発生している場合であってもこの廃棄の段階で判明する。以上の理由により、廃棄を立ち合いのもと行うことは、従前どおり必要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

医療用麻薬については、記録や薬事監視等の日常的な監視体制もあり、廃棄の立会を無くしても適正に管理は可能と考える。

廃棄の立会を利用して、他の麻薬の管理状況が確認できるという主張もわからなくはないが、本来、日常の立入調査の中で行うべき業務であり、根本的な理由にはなり得ない。

さらに、調剤済麻薬は、自らの管理の下、廃棄することが認められている中、未使用の麻薬にのみ紛失、盗難等の観点から、都道府県職員の立会が必要との主張には矛盾がある。

すなわち、法29条ただし書きは、患者死亡等による施用残の医療用麻薬を廃棄する実務手続きの簡素合理化の観点から規定されているが、従前から立合いがなくとも、厚生労働省も認識するように、都道府県の薬事監視等により薬局における適正管理は担保されてきたのであって、未使用麻薬の廃棄の度に立ち会いを維持することも、疼痛緩和のための麻薬使用普及により、調剤“前”の廃棄件数が増えている実態を踏まえ、同様に実務手続きの簡素合理化の観点から検討すべき状況に至っていると考えるが、状況認識について見解をご教示いただきたい。

また、未使用麻薬を管理するための行政コストをより監視に振り向けるなど社会コスト低減、最適化の観点が必要ではないかと考えるが、この点についても見解をご教示いただきたい。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、麻薬廃棄の立会を行いながら、薬局の立入検査を行うことができるので、現行制度は一概にマイナス面ばかりとは言えない。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第1次地方分権改革時に廃棄に係る許可制を届出制に変更した後、現在では免許取得者(薬局)も大幅に増え、立ち会い件数が増加している現状がある。この傾向が今後も続くことが予想される中で、監視の実効性を高め、行政の資源を適正配置する観点から、立ち会い制度が持続可能なものなのか検討する時期にあるのではないか。

○ 厚生労働省のマニュアルにおいても、立ち会いだけでなく都道府県庁に出頭しての廃棄も認めているなど、厳密に書類と在庫の管理を行うことを求めている実態も既にあり、提案を実施する方向で検討すべきである。それでもなお、立会要件を廃止し日常の立入調査で対応するとの提案が受け入れられない支障があるとすれば、明確に示されたい。

○今般、医師等による医療用麻薬不正施用、不正所持事案(岩手県等)、暴力団関係者による医療用麻薬不正所持事案(麻薬取締部)が発生しており、医療用麻薬が濫用の対象となっていることは明らかである。医療用麻薬にかかる刑事事件が発生している現状から、医療用麻薬の不正流通、不正使用防止の観点から、

医療用麻薬管理の最終段階である廃棄においては、従前どおり都道府県職員の立会いの下、確実に廃棄すべきである。

○都道府県職員による医療用麻薬の立入検査、その他薬事監視の際に併せて、麻薬廃棄の立会いを行う等により、効率的に対応いただいている県もある。

○厚生労働省のマニュアルにおいて、都道府県庁に出頭しての廃棄(麻薬を持参しての廃棄)を認めているのは、あくまでも都道府県職員の立会いを前提としているもので、廃棄場所の例を示したものであり、麻薬の在庫管理、帳簿記載はこれまでどおり厳格に求めている。

○前回 ヒアリングにおいても申し上げたとおり、具体的な提案があれば随時検討するので、不正流通の防止を担保する具体的措置を提案頂きたい。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 14

管理番号 636 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 麻薬取扱者の免許の期限延長

提案団体 長崎県

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】  
麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。  
免許については、本県で年間1500~2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。  
免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。

## 根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第5条

麻薬取扱者免許の期限については、麻薬及び向精神薬取締法第5条の規定に基づき、最長2年間となっている。

麻薬取扱者として、現に麻薬に関する業務又は研究に従事している者の実態を十分に把握し、これに対する監督を厳重に行うために、免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までとし、隔年の1月1日現在においてすべて新規に免許を受けなければならないこととしている。

免許の有効期限を2年以上に延長した場合、免許の実態を十分に把握できなくなる恐れがあり、免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者に対しても、漫然と麻薬取扱者免許を与えることになりかねず、医療用麻薬の適正管理、施用の観点から適切ではない。よって、本件にあつては、従前どおり麻薬取扱者免許有効期限は最長2年とすべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者については、法により業務廃止等の届出を義務付けていることから問題ないものと思われる。

また、医療用麻薬の適正使用、施用の観点から言えば、免許の有効期限を延長することによって事務処理負担が軽減する分を、麻薬取扱施設の立入検査等監視指導を強化することで、不正使用、不正流通を未然に防止できる体制が強化されると考える。

なお、免許の有効期限を1年から2年に期間延長した際の議論を参考に、今回期間延長ができない理由を明確にして欲しい。

今回の提案は、麻薬小売業の許可要件である薬局の薬事法における免許が6年毎の更新であるため、申請者の利便性を考え、6年に延長する提案をするものであるが、麻薬取扱免許数が年々増加している実情等を踏まえ、3年又は4年の延長を検討していただきたい。

なお、免許の有効期限の確認が容易であることから、有効期限は今までどおり年末で統一すべきと考える。

#### 全国知事会からの意見

麻薬取扱者の免許の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 過去の法改正において期間を1年から2年に延長した経緯もある。その後に期間延長が原因となって発生した不正事案等がないのであれば、年末に集中せざるを得ない申請にかかる社会的コストを平準化する意味で、延長する期間・申請手続の仕組みを適切に検討し、実施すべきである。

#### 各府省からの第2次回答

#### 回答区分 A 実施

○麻薬取扱者免許の実態把握のため、免許期間はなるべく短い方が望ましいが、ご要望を踏まえ、3年への延長を検討したい。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

(6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14)

(i)麻薬取扱者の免許(5条)については、有効期間を最長2年から最長3年に延長する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 15

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。  
【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。  
(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。

## 根拠法令等

医療法第42条の2  
平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」  
厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

へき地医療拠点病院は巡回診療の実施やへき地診療所への代診医等の派遣など、へき地の住民に対する医療提供及びその支援(以下「へき地医療活動」という。)を行う病院として都道府県知事が指定するもので、恒常的な医師派遣を受けなければ、こうしたへき地医療活動が実施できない病院については、その指定の趣旨に反すると考えている。

したがって、へき地医療拠点病院に対する恒常的な医師派遣を社会医療法人の認定要件にすることは、当該病院に係るへき地医療拠点病院の指定と矛盾することから、対応は不可である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

9月8日に実施された地方分権改革有識者会議・提案募集専門部会の厚労省ヒアリングの場において、本提案について第1次回答の「実施不可」から「提案の実現に向けて検討」に判定を見直していただき、まずは感謝します。

へき地医療拠点病院は、その常勤医が減少する中にもへき地の診療所に対して医師を派遣しており、へき地医療における重要な役割を果たしている。

へき地医療拠点病院からの支援が受けられなければ診療を継続していくことが困難なへき地診療所もあり、へき地医療拠点病院の指定がなくなった場合は、これらの地域の医療提供体制に著しく影響を及ぼす。

一方、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することを通して地域の情報を徐々に蓄積することにより、将来的にへき地診療所に直接医師を派遣しやすくなることが期待されるなど、社会医療法人がへき地医療拠点病院に医師を派遣することは、へき地における医療提供体制を維持していくためにも必要である。

こうした地域の実情を踏まえ、是非今回の提案を実現する方向で最終的な回答を願いたい。

なお、本提案の実現に当たっては、当該医療法人(社会医療法人)からへき地医療支援病院への医師の派遣が、「玉突き」でへき地診療所への医師の派遣に必ずつながることを担保する必要があると考える。

その担保の考え方としては、当該へき地医療支援病院の標準医師数を定め、その範囲内での医師派遣の受入れ分に限ることとする。

例) Aへき地医療支援病院

標準医師数10人で、実配置数が8人の場合

⇒2人分(10人-8人)までの他の医療機関からの

派遣受入れ分が社会医療法人要件の対象。

※3人目以降は対象外。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ ヒアリングを通じ、社会医療法人が開設する医療機関からへき地医療拠点病院に医師を派遣した結果、拠点病院からへき地診療所への医師派遣が可能になっていることが確認できれば、提案を実現できるとのことであったと理解している。

○ 上記の確認について、どのような条件を満たせば良いかを早急に検討されたい。

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところであり、社会医療法人制度のあり方についても検討内容としていることから、いただいた提案内容について併せて検討する。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】  
(3)医療法(昭23法205)  
(ii)社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。

- ・二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。
- ・へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 15

管理番号	387	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。

(参考)

「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。

### 【改正の必要性】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあつては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することはなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)

## 根拠法令等

医療法第42条の2

厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところだが、社会医療法人制度のあり方についても、今後の検討内容としていることから、その際いただいた提案内容についても併せて検討したいと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「提案の実現に向けて検討」いただける旨の第一次回答については、本県の状況を汲んでいただき、まずは感謝します。

繰り返しになるが、現行の社会医療法人の要件は、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県の医療施設を廃止する動きを誘発する可能性をはらんでいることは大きな問題と考える。さらに、その対象となる医療施設が医療資源が乏しい地域に設置してある場合は特に大きな影響が生じてしまう。

また、社会医療法人が、隣接する他県の地域の医療施設の運営を引き継ごうとしても、現行の社会医療法人の要件では実現できない事態も生じることになる。

については、医療資源が乏しい地域の実情を踏まえ、安定的な医療提供体制を確保する一助として、是非、今回の提案を実現する方向で最終的な回答を願いたい。

なお、2以上の県に医療施設を置く医療法人でも、1県に医療施設を置く医療法人と同等の取扱いとみなす「一定の要件」については、次の内容を提案したい。

- ・医療法人の事業規模(例えば、事業収益)の90%以上が1の都道府県に存在していること。

※認定後の社会医療法人について、隣接していない他県の小規模な医療施設の運営を当該地域から要請された場合に対応できる余地を残しておく必要があると判断し、生活圏の一体性ではなく事業規模割合に基づく要件とした。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2県にまたがる医療法人について、社会医療法人の認定を緩和するための具体的な要件を早急に検討されたい。

## 各府省からの第2次回答

## 回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところであり、社会医療法人制度のあり方についても検討内容としていることから、いただいた提案内容について併せて検討する。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

## [再掲]

## 6【厚生労働省】

(3)医療法(昭23法205)

(ii) 社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。

・二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。

・へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 30

管理番号 822 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 公営住宅の目的外使用の制限の緩和

提案団体 兵庫県、京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省  
国土交通省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現行】

公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

### 【改正内容・効果】

対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。

・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。

・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のブランチ的な位置づけであると考えられる。

## 根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条

公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」（法第1条）である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を住宅として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とし、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

（このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも資するのではないか。）

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」（公営住宅法第1条）に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供する事業とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 36

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

### 【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

### 【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

### 【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条  
関税法第15条の3  
検疫法第4条  
植物防疫法第6条、第8条  
家畜伝染病予防法第38条、第40条

検疫官非常駐の空港等でも、入国者の到着後迅速に検疫を開始できるよう、近隣検疫所からの派遣により、臨機応変に対応している。今後も、手続きの迅速化のために必要な物的・人的体制の整備に努めたい。

一方、国際ビジネス機受入に限って、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、以下の理由から、適当でないと考える。

そもそも検疫業務(※)は、国内に常在しない感染症がまん延し、広く国民に健康被害が生じることを防止するため、空港等の水際において、入国者に対して、統一的に対応すべき重要な業務である。したがって、都道府県が地域の実情を踏まえて個別に対応した方が効果的に行われる性質の業務ではなく、国が全国的な視点に立って一元的に責任をもって対応すべき業務であると考えている。

また、日本国への入国者に対し、検疫を終えるまで、検疫区域から先の日本国の領域への侵入を禁止することは、本来確保すべき国際交通を妨げるものであるため、国際社会との関係においても日本国政府が責任をもって果たすべき役割である。

以上の理由から、国際ビジネス機受入に限ったとしても、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、適当でない。

(※)検疫業務は、帰国者、旅行者等の健康状態等に応じ、質問、診察・検査、停留又は隔離を行うという一連の密接不可分な業務等により構成されている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○「必要な物的・人的体制の整備に努めたい」とのことであるが、当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。

○当県提案は検疫業務の水準を地域ごとに異なることを求める趣旨ではなく、検疫業務の水準は、移譲後の事務を法定受託事務とすることで全国統一性を確保することは可能である。

○また、実務上の専門性については、例えば、検疫職員OBを当県で雇用することや、職員の研修派遣等により習得できると考えており、実務上クリアできる問題であると考えている。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。

#### 全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

#### 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの入入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。

○ CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

- 厚生労働省としては、以下のとおり、現行の体制においても、円滑かつ迅速に検疫業務を実施しており、引き続き、必要な体制の整備に努めたい。
- ・ ビジネスジェットの運航に関する相談は2週間から1ヶ月前頃にあり、運航予定の変更等がある場合は、到着の2、3日前に連絡がある。したがって、当該連絡を受け、到着予定時間に合わせて検疫体制を整えることができるため、休日や深夜、早朝といった時間帯にかかわらず、迅速な対応が可能。
  - ・ 運行中のビジネスジェットが、到着予定時間より到着が早まった時間は概ね1時間以内である。検疫職員は、到着予定時間の約1時間半前に空港に到着するため、到着が早まった場合においても、柔軟に対応することが可能。到着予定時間の変更がある場合は、検疫所に連絡があり、休日や深夜、早朝の場合、検疫所の担当者の携帯電話に転送されることから、速やかに対応することが可能。
- ビジネスジェットに係る検疫業務を法定受託事務とする必要性は現時点ではなく、以下の理由からも適当ではない。
- ・ 法定受託事務について、その判断の権限と責任は自治体にあり、検疫所に対して行うような具体的な指揮命令を、同自治体に対して行うことは難しい。
  - ・ この上で、検疫業務は、国内に常在しない感染症がまん延し、広く国民に健康被害が生じることの防止のため、空港等の水際で、入国者に対して、統一的に対応すべき重要な業務である。したがって、都道府県が個別に対応した方が効果的な業務ではなく、国が全国的な視点に立って一元的に責任をもって対応すべき業務である。また、日本国への入国者に対し、検疫を終えるまで、検疫区域から先の日本国への侵入を禁止することは、本来確保すべき国際交通を妨げるため、国際社会との関係においても日本国政府が責任をもって果たすべき役割である。
  - ・ また例えば、停留は、感染症自体が非定型的なため、対象者の範囲について、予め処理基準等を定めることが困難な一方、病原体に感染したおそれがある段階の者に対し、本人の同意なく、移動を制限する行政処分のため、対象者を必要最低限の範囲とすることが要請される。この停留者の範囲など、個別の事案が発生し次第、厚生労働省で組織として一元的に判断して検疫対応を行っているが、これを厚生労働省の具体的な指揮命令を受けない自治体の法定受託事務とすることにより、状況の変化に即応した機動的かつ迅速な対応が困難となる。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

## 4【厚生労働省】

## (5)検疫法(昭26法201)

国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。

また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況、感染症の世界的な流行の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。

【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。

### 根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項  
「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等

農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。

この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。

また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。

いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏んだ上で、計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものとするため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするもの。

これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。

また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。

以上により、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたい。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

#### 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

(8)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管)

(i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	373	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	療養介護の利用対象者要件に関する規制緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示で利用対象者であることの明確化)し、「動く重症心身障害者」が安心して療養介護が受けられるようにすること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障】

「動く重症心身障害者」(重度の肢体不自由はないが、重度の知的障害で行動障害を有する方)は、告示の文面上は療養介護の利用対象者の対象外となっており、生活介護(福祉施設での介護)で対応することとなっている。しかし、「動く重症心身障害者」の中には、生活介護による集団生活指導が不可能で、療養介護による医学的管理下における介護等が不可欠な方々もいる。いくつかの県においては、厚生労働省に対して照会した結果、当面の措置として療養介護の対象として差し支えない旨の事務連絡を得ており、サービスを提供しているが、照会した県に対する事務連絡回答を根拠としているため、法的安定性に不安がある。

#### 【改正の必要性】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表第5注1(2)に定める療養介護の利用対象者の要件を緩和(告示改正)することで、「動く重症心身障害者」の方が、個々の状況に応じた適切な福祉サービスを受けることができるようにする。なお、幹事県には、利用者団体からも安定したサービスを利用できるよう、告示改正を求める意見が寄せられている。

### 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表第5注1(2)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

いわゆる「動く重症心身障害者」と呼ばれる強度行動障害のある重度の知的障害者への支援については、障害者支援施設(生活介護を実施する施設に限る。)等における「重度障害者支援加算」による評価や、地域生活支援事業による強度行動障害の支援者に対する研修等を支援しているところであり、原則的に、これらの強度行動障害者支援施策をご活用いただくべきと考えており、ご要望されているような告示改正は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ご回答いただいたとおり、「動く重症心身障害者」への支援については、障害者支援施設等での支援等において対応することは必要であり、強度行動障害の支援者に対する研修に取り組むなど、障害者支援施設等における体制の充実に努めているところである。  
しかしながら、「動く重症心身障害者」の中には、現在の障害者支援施設等の体制では対応が困難であり、医学的管理下における介護等が不可欠な方々が現実には存在するため、それらの方々に適切な福祉サービスを安定して供給することができるよう、今後とも療養介護の対象拡大について検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、対象者の要件を緩和することによって、従来の対象者がサービスを利用しにくい状態とならないように、「動く重症心身障害者」の方が、障害支援施設で対応可能か十分調査した上で、療養介護の支給決定を行うように留意すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

いわゆる「動く重症心身障害者」と呼ばれる強度行動障害のある重度の知的障害者への支援については、障害者支援施設(生活介護を実施する施設に限る。)等における「重度障害者支援加算」による評価や、地域生活支援事業による強度行動障害の支援者に対する研修等を支援しているところであり、原則的に、これらの強度行動障害者支援施策をご活用いただくべきと考えており、ご要望されているような告示改正を直ちに行うことは困難である。

ただし、ご指摘も踏まえ、療養介護の対象となる医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な者の状態像について、実態把握等のエビデンスの収集を行った上で、告示の改正が必要か否かも含めた検討を行う。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	188	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	障害福祉サービスにおける加算の送迎算定要件の緩和				
提案団体	福井県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

障害福祉サービス事業所が利用者の送迎を行った場合に算定できる送迎加算について、地域の実情に応じて都道府県が決定できるようにすること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度の概要】

障害福祉サービス事業所が、居宅と事業所間で利用者の送迎を行った場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)」により、送迎加算を算定できる。ただし、この告示において、送迎加算の要件を「居宅と障害福祉サービス事業所との間の送迎を行った場合」に限定しているため、「最寄駅と障害福祉サービス事業所間」等の送迎は対象外となっている。

#### 【支障事例】

当県は、公共交通機関が充足していないため、各障害福祉サービス事業所から公共交通機関の最寄駅までが2～5キロ程度であることが普通にあり、その場合、最寄駅から事業所まで、利用者が歩いて通うことは不可能である。一方、利用者の居宅についても、農村集落から山間部、海岸地域まで広範囲に渡っており、各事業所からは、それらの利用者宅への送迎に時間を要する状況である。

【規制緩和の必要性】このような中、自身で公共交通機関を使用しながら最寄駅まで来ることのできる利用者には、居宅への送迎に代えて最寄駅までの送迎としてもらうことは効率的であり、現実的である。

また、公共交通機関の利用は、障害のある利用者にとって欠かせない社会との接点であり、自立訓練の意味合いもあり大変有意義な時間となっている。

このようなことから、送迎加算の算定について、地域の実情を熟知している都道府県の裁量で決定できるようにすることが必要である。

### 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)第6の12等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(6)⑬等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

障害福祉サービス等に係る報酬については、サービスの質を担保するため算定の要件を報酬告示で全国一律に定めていることから、地域が裁量をもって算定の要件を定めることは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「障害福祉サービス等に係る報酬については、算定の要件を報酬告示で全国一律に定めており、地域の裁量で算定要件を定めることは適切でない」との回答であるが、平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省通知により、「通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については対象となる」となっており、事業所の最寄駅から事業所間の送迎加算を認めている県があるなど、現時点で都道府県によって取扱いが異なる状況である。

地域によって、公共交通機関の事情や、利用者の居宅についても都市部、農村部、山間部等事情が異なっており、送迎加算について、地域の実情を熟知している都道府県が決定できるようにすることが必要である。

全国知事会からの意見

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

障害福祉サービス等に係る報酬については、サービスの質を担保するため算定の要件を報酬告示で全国一律に定めていることから、地域が裁量をもって算定の要件を定めることは適切ではない。

送迎加算は、平成18年度に各都道府県に創設された基金事業のメニューとして実施されていたものを、障害福祉サービス等に係る報酬の加算として創設したものである。そのため、基金事業における都道府県ごとの取扱いを例外的に認めているものであり、各都道府県が基金事業のメニューとして実施していなかったものを送迎加算として認めることは、適切ではない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	222	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し				
提案団体	滋賀県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。  
具体的には、①現行の人員配置体制加算(Ⅰ)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支援事例】**  
重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人置く”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乘せ補助を行っている。

**【制度改正の必要性】**  
重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。

### 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等

生活介護事業所における看護師の配置は、基本報酬等において評価しているところであり、支援の必要性に応じた単位設定となっているため、重ねて加算で評価することは適切ではない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

①現行制度でも、人員配置体制加算により障害支援区分5もしくは6の利用者を受け入れている事業所には一定の加算をしていただいているが、受け入れされている事業所では、重度心身障害者の方の処遇には、医療的ケアの必要性等により1対1に近い対応が必要であり、このことによって他の利用者の処遇に影響が出たり、職員の過重労働に伴う離職等がおこっているから、実態に応じた処遇ができるよう加算の新設をお願いしたい。

②現在の配置基準では、看護師は事業所に1名以上配置すればよいが、医療的ケアが求められる重症心身障害者の看護については、常時看護をする職員が必要であるので、多くの重度心身障害者を受け入れている事業所においては、実態に応じた看護体制が確立できるよう加算の新設をお願いしたい。

③強度行動障害者の方は、自傷他害などがあり常時見守りが必要なことから、1対1対応が必要であり、実態に応じた介護ができるよう加算の新設をお願いしたい。

①、③についても明確に回答をいただきたい。

## 全国知事会からの意見

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

生活介護に係る報酬については、障害支援区分別の基本報酬に加え、一定割合以上の重度障害者を受入れた場合に加算される人員配置体制加算を設けている。これらにより、重症心身障害者や強度行動障害者を含む重度障害者への手厚い支援については現行制度で一定の評価を行っているところである。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	223	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し				
提案団体	滋賀県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。  
具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。  
具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支援事例】  
本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。

【制度改正の必要性】  
ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広くとる必要がある。  
災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。  
重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たちを受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。

### 根拠法令等

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2

施設整備費の国庫補助基準単価は、障害福祉サービス事業に係る基準を踏まえ、定員規模等を勘案して標準的な金額を設定している。

重度の方が多く利用するサービス種別については、特殊浴槽の設置等にかかる費用を別途補助する取扱いとしている。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金におけるスプリンクラー整備は、これまで、平成24年度補正において設置義務対象外であった275㎡未満の小規模施設を消防法改正に先駆けて対象とし、更に、平成26年4月には消火ポンプユニットへの加算を追加するなどの改善を図ってきたところ。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

①グループホーム施設整備費については、定員規模等を勘案して設定されているが、ストレッチャーを利用することが多い重症心身障害者等を受け入れるには、定員規模で定められている面積以上の広いスペースがあることから、重症心身障害者に対応したグループホームに対する基準単価としていただきたい。

②施設整備費の国庫補助基準単価は、就労系サービス事業所も生活介護事業所も同じ単価であるが、ストレッチャーを利用することが多い重症心身障害者等を受け入れるには、定員規模で定められている面積以上の広いスペースがあることから、重症心身障害者に対応した生活介護事業所に対する基準単価としていただきたい。

## 全国知事会からの意見

所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

地域における障害福祉サービスは、身体、知的、精神、重症心身障害者などの様々な障害者の方が利用できる仕組みとなっており、それらを勘案した標準的な単価を設定しているものである。

従って利用者の状況の変化や入退所により一時的に入所状況が変化し、掛かり増し経費が発生するからといって新たに単価を設定することは適切ではない。

## 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	725	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し				
提案団体	徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。  
具体的には、①現行の人員配置体制加算(Ⅰ)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支援事例】  
重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人置く”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乘せ補助を行っている。

【制度改正の必要性】  
重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。

### 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

生活介護事業所における看護師の配置は、基本報酬等において評価しているところであり、支援の必要性に応じた単位設定となっているため、重ねて加算で評価することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである

全国知事会からの意見

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

生活介護に係る報酬については、障害支援区分別の基本報酬に加え、一定割合以上の重度障害者を受入れた場合に加算される人員配置体制加算を設けている。これらにより、重症心身障害者や強度行動障害者を含む重度障害者への手厚い支援については現行制度で一定の評価を行っているところである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	726	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し				
提案団体	徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

### 求める措置の具体的内容

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。  
具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。  
具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支援事例】  
本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。

【制度改正の必要性】  
ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広くとる必要がある。  
災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。  
重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たちを受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。

### 根拠法令等

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等  
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2